

# 村有地公売募集要領

所在地 中川村片桐5135番地5外2筆

中川村役場 総務課

村が所有する普通財産の売却で、一般競争入札による入札参加申込みを実施したところ、入札に至らなかった物件について、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約（公募先着順）で売却します。

## 1 物件について

### (1) 随意契約（公募先着順）物件

| 所在地          | 地目 | 地積（㎡）  | 売却価格（円）    |
|--------------|----|--------|------------|
| 中川村片桐5135番地5 | 宅地 | 148.00 | 1,400,000円 |
| 中川村片桐5135番地7 | 宅地 | 214.77 |            |
| 中川村片桐5135番地8 | 宅地 | 49.00  |            |

※3筆一括の売却となります。単筆での入札はできません。

※取引数量は公簿記載数量とします。従って現況との差異については考慮外とします。

(2) 現状有姿による売却となります。現場説明会は開催しませんので、申込みにあたり必ず現地をご確認ください。

## 2 応募資格について

応募できるのは、平成31年3月1日現在、中川村に住民登録を有している者、又は本物件購入後中川村へ移住することが誓約できる者で、個人に限ります。ただし、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き開始を申し立てている者、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者
- (7) 風俗営業等公序良俗に反する用途に供しようとする者

## 3 応募方法について

応募したい方は、下記に記載の必要書類を整備し、受付場所まで直接ご持参ください（郵送不可）。

### (1) 必要書類

ア 普通財産譲渡申請書（様式1）

- イ 申込者の身分証明書（運転免許証等）の写し
  - ウ 市町村民税等の滞納がないことを証明する書類
  - エ 代理人の場合は、委任状（様式2）及び代理人の身分証明書（運転免許証等）の写し
- (3) 受付期間 午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く）
  - (4) 受付場所 中川村役場総務課
  - (5) 留意事項 不実の記載など、村有地売却要領に違反する申込みは無効とします。

#### 4 契約保証金について

売却決定者は、売買代金の100分の10以上の金額を、契約保証金として売買契約締結時（売買決定の日から起算して7日以内）までに納付していただきます。なお、契約締結後に契約を解除する場合には、契約保証金は村に帰属します。

#### 5 契約の締結について

契約は契約書を作成し、村、売却決定者双方が記名・押印したときに成立します。売買契約に要する費用（収入印紙）は売却決定者の負担となります。

#### 6 売買代金の納付について

売買契約締結後、納期限（売買契約締結の日から1ヶ月）までに、売買代金を納付していただきます。契約保証金を売買代金の一部に充当しますので、売買代金と契約保証金の差額を村が発行する納付書により納付してください。

#### 7 物件の引き渡しと所有権の移転について

- (1) 売買代金を完納した時点で、物件の引き渡し（現状有姿のまま）があったものとして、同時に所有権も契約者へ移転します。
- (2) 所有権移転の登記は、村が売買契約書の契約者の名義で行いますが、住民票や登録免許税等諸費用は契約者の負担となります。

～お問い合わせ～

中川村役場 総務課 財政係

電話：0265-88-3001（内線23）

F A X：0265-88-3890